

受付日以降有効

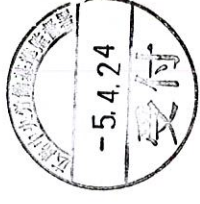
時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

労働保険番号	3	4	1	0	1	3	8	8	3	7	0	0	0	0
法人番号	5	1	4	0	0	0	1	0	4	5	6	8	6	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間
派遣業	株式会社ハーツネット 広島営業所	(〒733 - 0812) 広島県広島市西区己斐本町1丁目17-13 (電話番号: 082 - 208 - 5586)	2023年04月20日 から1年間
時間外労働	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 2023年04月20日
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)
休日労働	臨時の受注	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)
	取引先都合による業務の繁忙、納期のひっ迫	作業部門	5人
休日労働	臨時の受注	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)
	取引先都合による業務の繁忙、納期のひっ迫	作業部門	5人
休日労働	業務の種類	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)
	取引先都合による業務の繁忙、納期のひっ迫	作業部門	5人
休日労働	業務の種類	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)
	取引先都合による業務の繁忙、納期のひっ迫	管理部門	2人
休日労働	業務の種類	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)
	取引先都合による業務の繁忙、納期のひっ迫	管理部門	2人

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑
(チェックボックスに要チェック)

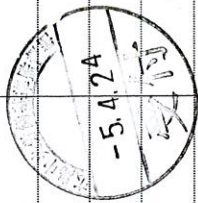


受付日以降有効

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

労働者の種類 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
業務の種類						
労働者数 (満18歳以上の者)	5人	5時間0分	80時間0分	25%	720時間0分	25%
作業部門						
納期の逼迫						
原則として従業員代表者に対して事前に通知する。ただし、やむを得ない事由により事前に通知できない場合には、事後、速やかに通知することとする	(具体的内容)					
限度時間を超えて労働させる場合における手続	(該当する番号)					
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	⑤、⑧ 面談等を実施し、適切な医療機関と相談を実施する					
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)						



職名 一般職
氏名 桃井 理子

協定の成立年月日 2023年 04月 20日
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（労働者による話し合い）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)



職名 代表取締役
氏名 横山 康人

使用年 月 日
使用者
廣島中央 労働基準監督署長殿